

他の相談は各課の窓口で受け付けています。まずは電話で問い合わせてください。相談が休日と重なるときは休みの場合があります。詳しくはホームページで確認または問い合わせてください▶



☎先着 ㊦定員を超えると抽選 ☎電話相談も実施

項目	日時	場所	問い合わせ☎
行政相談	8月16日(水) 午後1時30分～3時30分	市役所 2階入札室	秘書広報課
司法書士による相談 ㊦要予約 ㊦6名	8月9日(水) 午後1時30分～4時30分 受付:8月8日(火) 正午まで	市役所 2階入札室、 入札控室	
土地境界相談 ㊦要予約 ㊦6名			
弁護士による相談 ㊦要予約 ㊦8名	8月17日(木) 午後1時30分～4時30分 受付:8月3日(水)まで 初回優先	市役所 2階入札室	
建築なんでも相談 ㊦要予約 ㊦2名	8月25日(金) 午後1時30分～3時30分 受付:8月18日(金)まで	市役所 2階入札室	
市民ふくし相談 日常生活の困りごと、ひきこもりなど	①8月7日(月) 午後1時30分～4時 ㊦ ②8月9日(水)、16日(水)、26日(土) 午前10時～午後3時 ㊦	①吉川支所 ②市民活動センター	社会福祉協議会 82-4043 ①72-2940 ②86-7575
司法書士による 成年後見専門相談 ㊦要予約 ㊦3名	8月10日(木) 午後1時30分～4時30分	総合保健福祉センター	成年後見支援センター 83-0226
人権相談	①月～金曜 ㊦ ②8月4日(金)、③10日(木)、④17日(水) 午後1時～4時	①総合隣保館 ②緑が丘町公民館 ③吉川支所 相談室 ④市役所 2階入札控室	人権推進課 82-8388
農地相談	8月10日(木)	市役所 2階 農業委員会事務局	農業委員会事務局
税務相談 ㊦要予約 ㊦4名	8月9日(水) 午後1時30分～3時30分 ㊦ 受付:8月4日(金)まで	市役所 3階第4相談室	税務課
若者就職相談 15～49歳の方の就職やキャリアの相談	8月15日(火) 午後1時～4時 予約優先	サンライフ三木	さんだ若者サポート ステーション 079-565-9300
DV・いじめ・こころ			
DV相談 ㊦面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時 ㊦	DV相談室	DV相談室 82-8300
子どもいじめ相談 ㊦面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時 ㊦	教育センター 3階 子どもいじめ防止センター	子どもいじめ防止センター 82-8110
こころの相談 うつや自殺予防のための相談	月～金曜 午前9時～午後5時 ㊦ (時間外は他の相談窓口を紹介)	市役所 3階障害福祉課	障害福祉課 89-2471
青少年悩みの相談 ㊦面談は要予約	月～金曜 ㊦	教育センター 2階	教育センター 82-8686
虐待			
児童虐待相談	月～金曜 午前9時～午後5時 ㊦	教育センター 2階 子育て支援課	子育て支援課 83-2266
高齢者虐待相談	月～金曜 ㊦	市役所 3階 地域包括支援センター	介護保険課 89-2337
女性・教育			
女性のための相談	①火曜 午前10時～正午 } 電話相談 木曜 午後1時～4時 } ②火曜 午後1時～4時 } 予約相談 木曜 午前10時～正午 } (面接・電話)	教育センター 3階 男女共同参画センター	男女共同参画センター 89-2331 ①89-2354
女性のための 弁護士相談 ㊦要予約 ㊦4名	8月23日(水) 午後1時50分～4時30分 受付:8月18日(金)まで【要事前面談】		
あんしん教育相談 ㊦面談は要予約	月～金曜 ㊦	教育センター 2階	教育センター 83-2020
障がい者			
障がい者総合相談・虐待相談	月～金曜 ㊦	市役所 3階障害福祉課	障害福祉課 ☎89-2449
福祉相談 ㊦要予約	①月～金曜 午前9時～午後4時 ②8月2日(水)、18日(金) 午後2時～4時	①はばたきの丘 ②吉川支所	
身体障がい者相談	8月5日(土) 午前10時～午後3時	市民活動センター	

## 三木警察署だより ☎82-0110

### 地域ぐるみで少年非行防止と被害防止を！

少年の非行や犯罪被害は決して他人事ではありません。地域ぐるみで子どもたちに声をかけるなど、非行防止、犯罪被害防止に取り組みましょう。

#### まずは家庭から

- 子どもの動向に関心を持ち、交友関係や行き先などについて把握し、門限などのルールを決める
- 子どものアルバイトの内容、小遣いなどの額にそぐわない高額な物を持っていないかなどを把握する



#### スマートフォンなどのインターネット利用は

- 家庭で利用時間や利用方法のルールを決める
- 学齢に応じたフィルタリング※を設定する
- ※インターネットを使用する際、有害な情報に触れないようにするシステムで、各機器および契約の携帯電話会社により設定が異なります。詳しくは販売店へお問い合わせください。

## 消費生活相談

### ■ クーリング・オフってなに？

☎(市)生活環境課

#### 【クーリング・オフとは】

消費者が申込みや契約をした後に、一定期間であれば無条件で申込み撤回や契約解除ができる制度です。

#### 【クーリング・オフができる期間と取引】

- ▶ 契約した当日を入れて8日間  
訪問販売、電話勧誘販売、エステや塾などのサービス、訪問購入
  - ▶ 契約した当日を入れて20日間  
マルチ商法、内職・モニター商法
- 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません

#### 【クーリング・オフの方法】

はがきに「契約を解除する旨」と「契約内容(契約年月日、契約者名、商品名、金額)」と「クーリング・オフを行う日」を記入し、特定記録郵便などの記録が残る方法で販売会社宛てに送付してください。

#### ● 記載例

通知書  
次の契約を解約します。  
契約年月日 令和〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇円  
販売会社 株式会社×× 担当者△△  
支払った代金〇〇〇〇円を返金し、  
商品を引き取ってください。  
令和〇年〇月〇日  
〇〇市〇〇町〇丁目〇番地  
氏名 〇〇〇〇

#### ● クレジット契約をしている場合

クレジット会社への通知書も作成します。  
▶ クレジット会社 □□株式会社 とし、販売会社宛ての通知書とクレジット会社宛ての通知書を同時に各社へ送付してください。

契約や商品に関するトラブルや多重債務に関する場合は **消費生活相談へ**

**日時** 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時～正午、午後0時45分～4時  
**場所** 市役所 2階消費生活センター(電話でも相談できます)

